

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	再開発会社による施行の認可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第50条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○都市再開発法 (認可の基準)</p> <p>第50条の7 都道府県知事は、第50条の2第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第2条の2第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。</p> <p>(2) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(3) 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条において準用する第16条第3項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。</p> <p>(4) 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。</p> <p>(5) 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>○都市再開発法施行規則 (再開発会社施行に関する認可申請書の添付書類)</p> <p>第16条の3 法第50条の2第1項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款の写し</p> <p>(2) 株主名簿の写し</p> <p>(3) 法第2条の2第3項第4号前段の要件を満たしていることを証する書類</p>
	参 考 事 項	<p>徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p> <p>関係法令 都市再開発法第50条の2～7 法施行令第2条 法施行規則第16条の2～3、第4～8条</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日 (休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>(4) 法第50条の6において準用する法第7条の12の同意を得たことを証する書類</p> <p>(5) 法第50条の4第1項の同意を得たことを証する書類</p>
------	----	---